

平成 19 年 10 月 31 日  
調 査

## 総務教育常任委員会資料

### 所管事務調査

- 調査事件 2 指定管理者制度について
- 調査事件 3 その他所管に関する事項について  
(第 4 次福島町総合開発計画前期実施計画 (平成 19 年  
度ローリング) の状況について)

総務課総務グループ・企画グループ

## 調査事件 2

### 指定管理者制度について

#### 1 はじめに

指定管理者制度は、平成15年に地方自治法の一部改正が行われ、地方公共団体が設置する公の施設の管理手法として指定管理者制度が導入されましたが、その効果的な運用が各自治体において検討のうえ図られるよう制度化されたものです。

#### 2 指定管理者制度とは

##### 〔制度の目的〕

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としています。

##### 公の施設（地方自治法第244条）

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいいます。施設の主なものを例示すると、次のとおりです。

○公園、運動場、道路、図書館、公民館、保育所、公営住宅、墓地、水道事業など……ただし個別の法律（学校教育法等）で管理主体が限定されている施設については、制度対象外となっています。

##### 〔制度の概要〕

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者を含む。以下「指定管理者」という。）に、公の施設の管理（施設の使用許可を含む。）を行わせるものです。

##### 指定管理者が行えない業務

使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可等法令により地方公共団体の長のみが行うことができるとされている権限については、指定管理者に行わせることはできません。

また、公の施設の管理における利用料金制度などについては、指定管理者制度においても引き続き採用することが可能です。

指定管理者制度の実施にあたっては、指定の手続、管理の基準、業務の範囲に関する条例の規定及び指定に関する議会の議決が必要となります。

#### 管理の基準

公の施設の休館日、開館時間等の基本的条件のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど、適正な管理の観点から必要不可欠な業務運営の基本的事項をいいます。

#### 業務の範囲

公の施設の使用許可の扱いや維持管理の範囲など、指定管理者が行う業務を具体的に定めたものをいいます。

### 3 制度の導入検討にあたっての基本的な考え方

#### (1) 対象となる施設の管理運営方法等の見直し

##### 〔見直しの視点〕

- 利用者の視点に立ったサービス内容の見直しなどにより、施設の効用を最大限に発揮すること。
- 民間ノウハウの活用により、管理費などの算定方法の見直しを行いより効率的な管理運営を実現すること。

#### (2) 制度の趣旨を踏まえた統一的な仕組みの設定

##### 〔主な仕組み〕

- 能力ある事業者の幅広い参入の機会を確保するため



指定管理者の募集は原則、公募とします。

- 最適な指定管理者を選定するため



選定委員会を設置し、総合的な評価に基づいて指定管理者を選定します。

### 選定委員会

指定管理者選定委員会（仮称）を設置し、申請者の資格要件や選定基準の設定、また、指定管理者の選定などにおいて、選定委員会の意見を聴くものとします。

### 総合的な評価

公の施設において、良質なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供するため、指定管理者の選定にあたっては、管理運営コストだけではなく、サービス提供のノウハウや物的・人的能力の状況などを事業計画書等を基に総合的に検討・判断して、選定します。



中期（４年程度）を基本とする指定期間を設定します。

### 指定期間の考え方

指定期間については、従前の委託契約のように単年度ではなく、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、長期固定化による弊害の排除、使用料の見直し周期に連動した計画的な管理運営などを総合的に判断し、中期（４年程度）とすることを基本とします。

## （３） 手続き条例及び施設の設置条例の整備

- 指定管理者の指定に係る統一的な取扱いなどを規定した手続き条例を制定します。
- 指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などについて施設ごとの設置条例を改正します。

## ４ 指定手続きの流れ

### （１） 公 募

指定管理者の候補者の公募は、募集期間を定め、予め施設に関する情報（施設概要、委託費、指定期間等）、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、申請者の資格や選定基準等を提示して実施することとなります。

また、公募の実施は、町のホームページや広報等への掲載及び役場・吉岡支所において告知します。

## (2) 申請

申請者は、法人その他の団体であつて、かつ施設の目的や実態などに応じて定められた資格要件を満たす者とし、申請者には、①資格要件を満たすことを証する書類、②施設の管理運営についての事業計画書、③事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有することを証する書類等を町に提出してもらうこととなります。

## (3) 選定

指定管理者の選定は、公募のあつた者の中から選定委員会の意見を踏まえ、条例で定める選定基準等に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定します。

### **〔選定基準〕**

- 住民の平等利用が確保させること
- 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られること
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること等

## (4) 議会の議決

指定管理者の選定にあたっては、①指定管理者に管理を行わせる施設の名称、②指定管理者に指定する団体の名称及び住所、③指定の期間について議会の議決を経ることが必要となります。


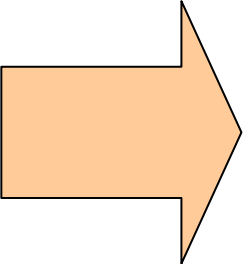
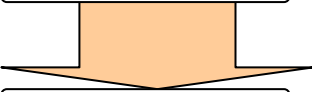
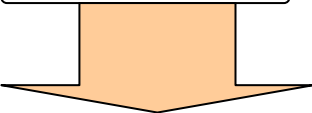
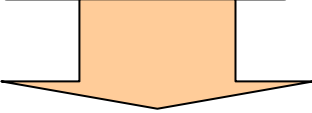
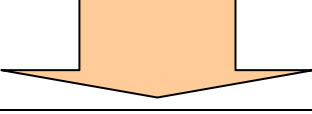
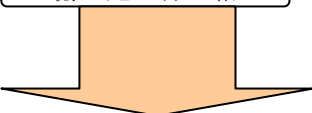
## (5) 協定の締結

町は、指定管理者が決定した場合、「委託費及び利用料金の取扱い」、「個人情報取扱い」、「第三者への業務委託の範囲」、「期間終了後における物品等の帰属取扱い」など、管理業の実施にあたり必要な事項について協定を締結することとなります。

## **5 事業報告・調査等**

- 指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を町に提出する。
- 町は、指定管理者に対して報告の聴取、実地調査及び指示を行う。
- 町は、指定管理者が町の指示に従わないとき、あるいは、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定の取り消し又は業務の停止を命ずることができる。

## ○ 指定管理者制度の導入予定スケジュール

19年10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">常任委員会所管事務調査</div> 	○指定管理者制度の共通の仕組みや考え方を説明
19年12月 (4定)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">手続き条例制定</div> 	○指定管理者の指定の共通した手続き（申請方法、選定基準など）について、条例、規則において制定 ■町民等への情報提供 ■施設の運営方法等の見直し ■管理の基準、業務の範囲の設定 ■委託料の積算方法の再構築 ■選定に係る要領等の作成 ■債務負担行為に係る予算協議
20年3月 (1定)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">対応施設条例の改正</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">選定委員会の設置</div>	○管理の基準（開館時間、個人情報の取り扱いなど）及び業務の範囲（事業の内容、施設の維持管理の範囲など）を制定 ○申請資格の決定、選定基準等の策定
20年6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公 募</div> 	○ホームページや広報等による募集の告示 募集要項の提示（施設概要、募集資格、選定基準など） ○申請書提出（資格証明、業務計画、収支計画書）
20年9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">審 査 選 定</div> 	○指定管理者の選定 選定委員会において予め定めた選定基準に照らし最も適切な者を総合的に判断
20年12月 (4定)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">議会の議決</div> 	○指定管理者たる団体の名称、公の施設の名称、指定の期間
21年3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">協 定 締 結</div> 	○指定管理者となった団体との協定締結 管理の基準、業務の範囲、指定の期間、個人情報の取扱い、委託費など
21年4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指定管理者制度開始</div>	○指定管理者による管理運営

## 参考資料

### 福島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、福島町が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（募集）

第2条 町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （1）施設の概要
- （2）申請資格
- （3）申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- （4）利用料金に関する事項
- （5）指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （6）選定の基準
- （7）申請書類の内容
- （8）管理の基準
- （9）業務の範囲
- （10）その他町長が指定する事項

2 町長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、複数の施設を一の施設とみなして前項の公募を行うことができる。

（指定管理者の指定の申請）

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長に提出しなければならない。

- （1）申請資格を有していることを証する書類
- （2）管理業務の計画書
- （3）管理に係る収支計画書
- （4）当該団体の経営状況を説明する書類
- （5）その他町長が別に定める書類

（選定方法等）

第4条 町長は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1）利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2）施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- （3）施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(5) その他町長が別に定める事項

2 前項の規定により、選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認める事情が生じたときは、前条の規定に基づく申請書等の提出を行った者(以下「申請者」という。)の中から再度前項の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(選定結果の通知)

第5条 町長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第6条 町長は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により指定するときは、町長は、あらかじめ第3条各号の事項について公共的団体と協議を行うものとし、第4条第1項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 町長は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 業務計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

(5) 福島町が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報(福島町個人情報保護条例(平成12年福島町条例第2号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)の保護に関する事項

(8) その他町長が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 町長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、

実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 10 条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

3 第 7 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第 11 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由

(3) 利用に係る料金の収入状況（施設の利用に係る料金を指定管理者に収受させる施設に限る。）

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他町長等が別に定める事項

(秘密保持義務)

第 12 条 指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあつては、その構成員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、施設の管理に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 福島町個人情報保護条例第 7 条から第 9 条まで、第 11 条及び第 13 条第 1 項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「個人情報」とあるのは「個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）」と、同条例第 8 条第 1 項第 5 号中「他の実施機関、実施機関以外の町の機関」とあるのは「町」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

第 13 条 指定管理者は、その期間が満了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等を原状に復さなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 14 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(福島町情報公開条例の一部改正)
- 2 福島町情報公開条例(平成12年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第21条の2 指定管理者(町が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。)は、その保有する公の施設に係るものの情報公開に努めるものとする。

### 調査事件 3

#### 第 4 次福島町総合開発計画前期実施計画（平成 19 年度ローリング）の状況について

第 4 次福島町総合開発計画（計画期間：H18 年度～H26 年度）の前期実施計画（計画期間：H18 年度～H21 年度）の平成 19 年度ローリングは、「福島町自立プラン（H18.1 月策定）」との財政推計の整合性を図り、次のとおり計画をまとめた。

#### 1. ローリング方針

平成 18 年度ローリング方針と同様に次のとおりとした。

- ① 自立プラン特別対策後の累積収支－380,216 千円を超えることとなるようなローリングは行わない。
- ② 基金の残高が自立プラン計画額より増となった場合は、累積赤字圧縮の財源とする。
- ③ 前年度繰越金が生じた場合は、当該繰越金の 2 分の 1 相当額分をローリング財源とし、新規事業若しくは懸案事業の登載を行う。

#### 2. ローリングまでのスケジュール

7 月 2 日	各グループ計画取りまとめ
7 月 30 日～8 月 2 日・8 日	各グループヒアリング
9 月 3 日	総合開発審議会

#### 3. 当初計画との比較（全体事業分）

##### （1）H20 年度から H21 年度までの総額

（単位：千円）

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		一般財源	地方債	国・道	その他
H18 ローリング①	4,345,841	415,929	1,198,050	2,290,278	441,584
H19 ローリング②	4,104,130	509,273	914,500	2,053,671	626,686
増減（②-①）	-241,711	93,344	-283,550	-236,607	185,102

## (2) 年度別事業費の財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費 (財源内訳)	H19	H20	H21	計
H18 ローリング後	事業費	2,216,040	2,124,086	2,221,755	6,561,881
	国庫支出金	1,298,164	970,713	955,511	3,224,388
	道支出金	168,027	169,027	195,027	532,081
	町分担金	0	0	0	0
	地方債	462,800	454,050	744,000	1,660,850
	その他	81,907	369,122	72,462	523,491
	一般財源	205,142	161,174	254,755	621,071
H19 ローリング	事業費	2,216,040	1,753,364	2,350,766	6,320,170
	国庫支出金	1,298,164	705,063	894,558	2,897,785
	道支出金	168,027	215,025	239,025	622,077
	町分担金	0	0	0	0
	地方債	462,800	242,100	672,400	1,377,300
	その他	81,907	384,610	242,076	708,593
	一般財源	205,142	206,566	302,707	714,415
増  減	事業費	0	-370,722	129,011	-241,711
	国庫支出金	0	-265,650	-60,953	-326,603
	道支出金	0	45,998	43,998	89,996
	町分担金	0	0	0	0
	地方債	0	-211,950	-71,600	-283,550
	その他	0	15,488	169,614	185,102
	一般財源	0	45,392	47,952	93,344

#### 4. 平成19年度ローリング事業一覧表

##### (1) 新規登載事業

###### ア. 総務教育常任委員会所管分

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳	
					うち 地方債	うち 一般財源
テレビ中継局整備事業（福島中継局）	○地上デジタル放送に対応した福島中継局の整備 ・放送事業者各社整備分	その他	21	160,000	0	0
除籍・原戸籍見出し検索システム及び光発行システム機器更新事業	○耐用年数経過及びサポート停止に伴う更新 ・事業年度 H20～24 ・総事業費 4,000 千円	町	20～21	1,213	0	1,213
合 計				161,213	0	1,213

###### イ. 経済福祉常任委員会所管分

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳	
					うち 地方債	うち 一般財源
横綱記念館大型映像システム整備事業	○交換部品製造中止による新システム更新 ・リアプロジェクター方式 (7000Lm)	町	20	15,000	0	15,000
横綱記念館映像ソフト製作事業	○映像ソフト更新	町	20	5,000	0	5,000
福島塩釜 5 急傾斜地崩壊対策事業	○急傾斜地の崩壊対策事業	道	20～21	70,000	0	0
月見川整備事業	○河川改修事業	町	20	4,000	3,600	400
いきいき健康推進プロジェクト事業	○頑張る地方応援プログラムに係るプロジェクト ・肺炎球菌予防接種 ・行動計画策定委託	町	20～21	5,825	0	5,825
水道管路図等電子ファイル化事業	○水道管路図及び道路台帳の電子ファイル化	町	20	5,000	0	5,000
合 計				104,825	3,600	31,225

## (2) 変更のあった事業

### ア. 総務教育常任委員会所管分

(単位：千円)

事業名	事業内容	区分	事業年度	事業費	財源内訳	
					うち 地方債	うち 一般財源
し尿処理施設整備事業（一組）	○事業計画年度の変更 ・H19→H20	前	19～21	9,000	0	2,000
		後	20～21	29,500	0	6,700
		差	-	20,500	0	4,700
ごみ処理施設整備事業（設備機器オーバーホール）（一組）	○事業費の見直し	前	20～21	43,560	0	10,900
		後	20～21	53,742	0	10,770
		差	-	10,182	0	-130
ごみ処理施設整備事業（ダイオキシン類測定業務）（一組）	○事業費の見直し	前	20～21	2,248	0	560
		後	20～21	1,758	0	420
		差	-	-490	0	-140
火葬場建設事業（町）	○事業計画の変更 ・RC造一部2階建 ・A=500 m <sup>2</sup> 以内（遺灰堂含む） ・調査設計費一式	前	21	200,000	150,000	50,000
		後	20～21	250,000	187,500	62,500
		差	-	50,000	37,500	12,500
テレビ中継局整備事業（白符中継局）（町）	○デジタル放送に対応した中継局の整備	前	20～21	200,000	190,000	10,000
		後	20～21	100,000	95,000	5,000
		差	-	-100,000	-95,000	-5,000
吉岡分遣所新築工事（一組）	○事業費の見直し	前	21	17,698	16,800	898
		後	21	10,000	7,600	2,400
		差	-	-7,698	-9,200	1,502
救急車更新事業（一組）	○国庫補助事業廃止により財源計画の見直し	前	21	40,000	25,500	1,347
		後	21	40,000	38,000	2,000
		差	-	0	12,500	653
吉岡中学校温水暖房配管調整機器更新事業（町）	○事業実施年度の見直し ・H19→H21	前	19	0	0	0
		後	21	2,142	0	2,142
		差	-	2,142	0	2,142
給食センター整備事業（町）	○事業計画の変更	前	20	2,000	0	2,000
		後	-	0	0	0
		差	-	-2,000	0	-2,000
住民記録等電算処理システム・機器更新事業（町）	○事業費の確定	前	20～21	26,814	0	26,814
		後	20～21	25,561	0	25,561
		差	-	-1,253	0	-1,253

(単位：千円)

事業名	事業内容	区分	事業年度	事業費	財源内訳	
					うち 地方債	うち 一般財源
電子計算機器保守・システム保守事業(町)	○事業費の確定	前	20～21	7,560	0	7,560
		後	20～21	7,056	0	7,056
		差	-	-504	0	-504
住民基本台帳ネットワーク事業(町)	○事業費の変更	前	20～21	1,522	0	1,522
		後	20～21	4,002	0	4,002
		差	-	2,480	0	2,480
合 計		前	-	550,402	382,300	113,601
		後	-	523,761	328,100	128,551
		差	-	-26,641	-54,200	14,950

## イ. 経済福祉常任委員会所管分

(単位：千円)

事業名	事業内容	区分	事業年度	事業費	財源内訳	
					うち 地方債	うち 一般財源
福島漁港整備事業(道)	○事業費の見直し	前	20～21	890,000	0	0
		後	20～21	829,000	0	0
		差	-	-61,000	0	0
漁港海岸環境整備事業(道)	○事業費の見直し	前	20～21	291,000	0	0
		後	20～21	354,000	0	0
		差	-	63,000	0	0
老朽管更新事業(町)	○事業実施箇所の変更	前	20～21	61,700	55,400	6,300
		後	20～21	44,000	0	44,000
		差	-	-17,700	55,400	37,700
電気・計装機器維持補修事業(町)	○事業量の変更 ・庁舎中央監視施設更新	前	20～21	31,800	0	31,800
		後	20～21	40,000	0	40,000
		差	-	8,200	0	8,200
道道岩部渡島福島停車場線道路災害防除事業(道)	○事業費・事業量の変更	前	20～21	360,000	0	0
		後	20～21	360,000	0	0
		差	-	0	0	0
福島川統合河川整備事業(道)	○事業量の変更	前	20～21	960,000	0	0
		後	20～21	360,000	0	0
		差	-	-600,000	0	0

事業名	事業内容	区分	事業年度	事業費	財源内訳	
					うち 地方債	うち 一般財源
福島豊浜急傾斜 地崩壊対策事業 (道)	○事業量の変更	前	20～21	37,000	0	0
		後	20～21	166,000	0	0
		差	-	129,000	0	0
学童保育事業 (町)	○事業量の変更	前	20～21	7,964	0	3,146
		後	20～21	7,804	0	4,438
		差	-	-160	0	1,292
生活支援ハウス 整備事業(町)	○事業量の変更	前	20～21	28,854	0	20,694
		後	20～21	31,040	0	22,328
		差	-	2,186	0	1,634
介護予防・生活 支援事業(町)	○事業量の変更	前	20～21	17,992	0	14,080
		後	20～21	16,428	0	12,892
		差	-	-1,564	0	-1,188
地域活動支援セ ンター運営事業 (町)	○事業量の変更	前	20～21	5,462	0	2,752
		後	20～21	2,884	0	1,442
		差	-	-2,578	0	-1,310
健康診査等事業 (町)	○事業量の変更	前	20～21	23,814	0	18,384
		後	20～21	23,322	0	18,012
		差	-	-492	0	-372
合 計		前	-	2,715,586	55,400	97,156
		後	-	2,234,478	0	143,112
		差	-	-481,108	55,400	45,956

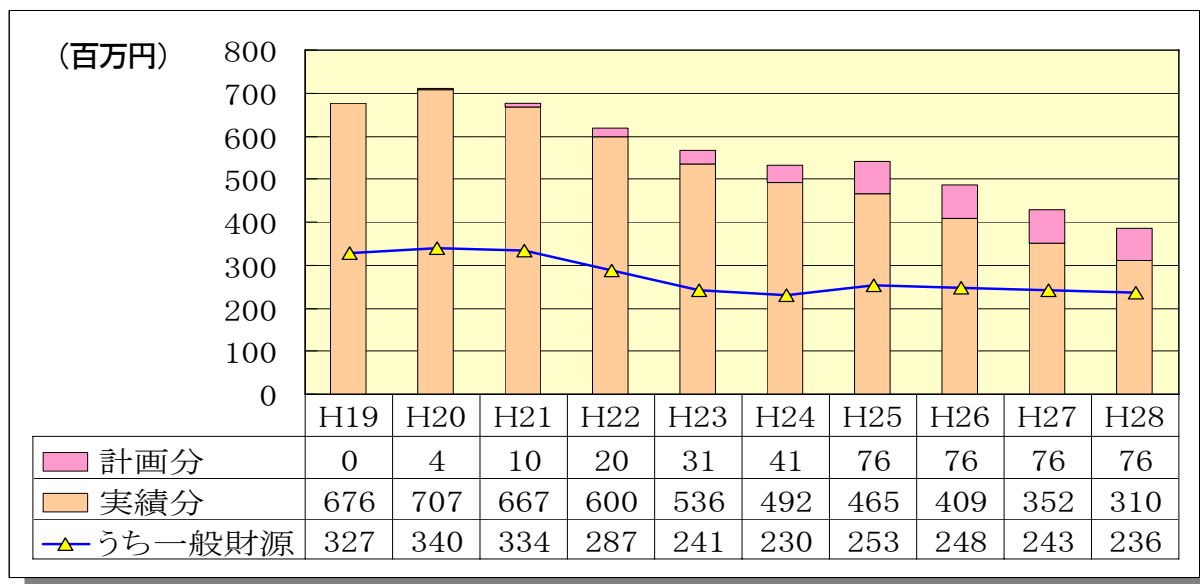
## 5. 平成19年度ローリングによる後年度負担(起債)について

平成19年度ローリングに係る起債額の増減による後年度負担の影響額は、次のとおり見込まれます。(水道会計除く)

(単位：千円)

事業名	起債	償還 期間	起債額	元利償還金 ①	うち交付税参入 ②	実質一般財源 ①-②
火葬場建設事業	一般	21～35	3,700	4,568	0	4,568
	一般	22～36	183,700	226,797	0	226,797
月見川整備事業	臨時河川	21～40	3,600	4,696	1,408	3,288
吉岡分遣所新築工事	過疎	22～33	7,600	9,073	6,351	2,722
救急車更新事業	過疎	22～33	38,000	45,366	31,756	13,610
計	-	-	236,600	290,500	39,515	250,985

○参考【公債費償還額見込み】



6. その他

(1) 福島町自立プランの検証状況について

- 平成19年度（第2回）福島町自立プラン推進委員会
  - 開催日 平成19年10月15日（月）午後6時
  - 詳細は、別紙資料のとおり。